

☆ 入居資格 ☆

入居する家族全員の総収入が収入基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで、次の

①、②に該当する方（収入基準は次ページを参照）

- ① 入居時に緊急連絡先を確保できる
- ② 暴力団員でない

※単身者の場合、申し込みは3DK以下の住宅に限定されます。

☆ 市営住宅入居者の住替えについて ☆

現在、市営住宅に入居している方についても、他の市営住宅への住替えの申し込みを受け付けております。

※ 退去住宅に係る修繕費用及び転居費用は、自己負担となります。

※「家賃等を滞納している方」「収入基準を超過している方」「迷惑行為等の条例・規則に違反している方」は、住替え出来ない場合があります。

☆ 入居できない方 ☆

- ① 入居する家族全員の総収入が収入基準を超過する方
- ② イヌ・ネコ等ペットを飼育する方
- ③ 持ち家がある方（入居時に持ち家の処分ができる場合は申し込み可能）
- ④ 自治会で決めたこと（共益費の支払い・班長等の活動）について協力できない方
- ⑤ 近所の方々と円満な共同生活ができない方
- ⑥ 入居者（同居者を含む）に暴力団員がいる方
- ⑦ 配偶者がいる場合で、同居しない方

※ 身体状況などにより、日常生活の状況を聞き取りさせていただく場合があります。